

# 山口イベント情報局会則

(名 称)

第1条 本会は、「山口イベント情報局」と称する。

(目的及び組織)

第2条 本会は、地域の人々の交流の場となるイベントを企画、運営し、イベント参加者の「笑顔」と「仲間作りのきっかけ」を創造することにより、地域活性化に繋げることを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)地域活性化に繋がるイベントの企画、運営
- (2)会員の意識向上及び親睦を図る活動
- (3)趣旨を同じくする団体との交流及び協力
- (4)その他本会が目的達成のため必要と認めた活動

2 本会は、会長居宅を活動の拠点とする。

(役 員)

第4条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名、 副会長 若干名、 会計 1 名

(役員を選出)

第5条 会長・副会長・会計は、総会において選出する。

2 会長および副会長は、会員の互選とする。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員任務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を担う。

(顧問及び参与)

第8条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

(経費等)

第10条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

2 会員は会費を負担する。会費は年間1,000円とする。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、平成25年11月1日より施行する。